

幼児教育・保育施設を利用されている保護者様

古河市役所 福祉部 子ども福祉課

新型コロナウイルス感染症発生における休園等の対応基準（保育料等還付対象者）の変更について

日頃より、市の幼児教育・保育行政につきましては、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。
さて、古河市では、感染の実情にあわせ、保育料等の還付対象者の一部見直しをさせていただきましたので、ご承知おき下さい。この取扱いについては、11月から適用させていただきます。

●見直し内容

クラス休園時、当該クラス在園児のみ還付対象とし、兄弟姉妹の自主的な登園自粛は還付対象外とします。
対象要件中の施設において特定する「濃厚接触者」を「検査対象者」に改めます

対象要件

- ・園児本人または同居家族が感染した場合で保健所からの指示で登園しなかった場合
 - ・施設においてコロナ感染拡大のため、園の休園またはクラス休園があった場合
(クラス休園の場合は、該当クラス在園児のみ対象)
 - ・施設において検査対象者と特定され登園を控えるよう要請があり登園しなかった場合
- ※ 市外から通っている園児分は、お住いの市町村へご確認ください。
- ※ 土曜日の扱いについては、予め利用する予定だった場合に限り還付対象といたします。
- ※ 休園の事実を確認するために、休園を証する書類と登園簿のご提出をお願いします。登園簿の記載については、コロナ感染に係る休みとほかの理由での休みの記号を変える等対象となる期間がわかるようにしてください。

登園自粛等の休みの扱い

感染不安による自主的な登園自粛については、欠席日数に含めない対応をお願いしていましたが、今般の感染症対応を鑑み、1ヶ月以上のお休みの場合には、一旦退所扱いとさせていただきます。なお、自主的に登園自粛した期間の保育料等につきましては、従来通り還付対象といたしません。

【問合せ先】〒306-0291 茨城県古河市下大野2248
古河市役所（総和庁舎）福祉部 子ども福祉課
TEL：0280-92-3111（内線3327・3328・3329）